

イギリスの学校給食に関する研究

鈴木短大 矢田貞行

目的 1992年6月、埼玉県庄和町で「学校給食廃止宣言」（後に撤回）が出された。この出来事は、わが国の学校給食の在り方に大きな波紋を投げかけた。飽食の時代、食事家庭責任論、学校給食の受益者負担の強化等といった声の中で、諸外国、とりわけわが国の学校給食導入の下地となったイギリスに焦点を当てることによって、学校給食の現状、動向等を明らかにし、比較教育学観点から学校給食について考察する。

方法 イギリスの学校給食に関する内外文献、法令・通達、その他公的文書、地方教育当局に対するアンケート調査等に依った。

結果 現在、イギリスの学校給食は、サッチャー政権下（1979～90年）の教育・福祉縮小の臨調路線によって、民营化あるいは廃止を余儀なくされている。すなわち1980年教育法により、地方教育当局の義務とされてきた学校給食の提供に関する規定が削除された。その結果、生活保護受給家庭の子弟を別にして、学校給食の実施が地方教育当局の裁量に委ねられ、学校給食を廃止するところも見られた。さらに、1986年社会保障法の成立によって、1988年4月から生活保護受給家庭の子弟に対する地方教育当局の無償給食給付義務も撤廃された。1991年現在、公立初等中等学校の児童生徒の学校給食利用率は42%（有償給食30%、無償給食12%）、昼食持参34%、その他24%（昼食時に一時下校等）となっている。